

◎新潟県選挙管理委員会告示第32号

令和5年4月9日執行の新潟県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長の事務は、それぞれ次の場所において取り扱うものと定めた。

令和5年3月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

選挙区	選挙長事務を取り扱う場所	所在地
新潟市北区選挙区	新潟市北区役所3階301会議室	新潟市北区東栄町1丁目1番14号
(ただし、3月31日午前9時30分以降は区役所2階選挙管理委員会室とする。)		
新潟市東区選挙区	新潟市東区役所2階東区プラザホール	新潟市東区下木戸1丁目4番1号
(ただし、3月31日午前9時30分以降は区役所1階選挙管理委員会室とする。)		
新潟市中央区選挙区	新潟市民プラザ	新潟市中央区西堀通6番町866番地
(ただし、3月31日午前11時以降は区役所5階選挙管理委員会事務室とする。)		
新潟市江南区選挙区	新潟市江南区役所2階201会議室	新潟市江南区泉町3丁目4番5号
(ただし、3月31日午前9時30分以降は区役所2階地域総務課とする。)		
新潟市秋葉区選挙区	新潟市秋葉区役所6階601会議室	新潟市秋葉区程島2009番地
(ただし、3月31日午前9時30分以降は区役所3階選挙管理委員会室とする。)		
新潟市南区選挙区	新潟市南区役所4階講堂	新潟市南区白根1235番地
(ただし、3月31日午前9時30分以降は区役所3階選挙管理委員会事務室とする。)		
新潟市西区選挙区	新潟市西区役所健康センター棟3階大会議室	新潟市西区寺尾東3丁目14番41号
(ただし、4月1日以降は区役所4階総務課窓口とする。)		
新潟市西蒲区選挙区	新潟市西蒲区役所3階301会議室	新潟市西蒲区巻甲2690番地1
(ただし、3月31日午前9時30分以降は区役所2階地域総務課とする。)		
長岡市三島郡選挙区	さいわいプラザ6階大会議室	長岡市幸町2丁目1番1号
(ただし、3月31日午前10時以降はさいわいプラザ5階選挙管理委員会事務局室とする。)		
上越市選挙区	上越市春日謙信交流館集会所	上越市春日山町3丁目1番60号
(ただし、3月31日午前9時30分以降は市役所木田第2庁舎4階選挙管理委員会事務局室とする。)		
三条市選挙区	三条市役所2階大会議室	三条市旭町二丁目3番1号
(ただし、3月31日午前10時以降は市役所第二庁舎1階101会議室とする。)		
柏崎市刈羽郡選挙区	柏崎市役所1階多目的室	柏崎市日石町2番1号
新発田市北蒲原郡選挙区	新発田市役所別館2階会議室	新発田市中央町4丁目8番11号
(ただし、4月1日以降は市役所別館2階選挙管理委員会事務室とする。)		
小千谷市選挙区	小千谷市役所1階談話室	小千谷市城内2丁目7番5号
(ただし、4月1日以降は市役所4階402会議室とする。)		
加茂市南蒲原郡選挙区	加茂市役所3階会議室	加茂市幸町2丁目3番5号
(ただし、4月1日以降は市役所別棟選挙管理委員会事務室とする。)		
十日町市中魚沼郡選挙区	十日町保健センター1階会議室A	十日町市千歳町3丁目3番地
(ただし、4月1日以降は市役所地階選挙事務室とする。)		
見附市選挙区	見附市役所4階大会議室	見附市昭和町2丁目1番1号
(ただし、4月1日以降は市役所4階402会議室とする。)		
村上市岩船郡選挙区	村上市役所5階第四会議室	村上市三之町1番1号
(ただし、4月1日以降は市役所4階選挙管理委員会事務室とする。)		
燕市西蒲原郡選挙区	燕市役所1階会議室101・102・103	燕市吉田西太田1934番地
(ただし、4月1日以降は市役所1階つばめホールとする。)		
糸魚川市選挙区	糸魚川市役所2階201会議室	糸魚川市一の宮一丁目2番5号
(ただし、3月31日午前10時以降は市役所1階市民ホール選挙管理委員会事務室とする。)		

妙高市選挙区	妙高市役所 1 階 コラボホール	妙高市栄町 5 番 1 号
(ただし、3月31日午前9時以降は市役所 3 階 302 会議室とする。)		
五泉市東蒲原郡選挙区	五泉市役所 4 階 401 会議室	五泉市太田 1094 番地 1
(ただし、4月1日以降は市役所 3 階 選挙管理委員会事務室とする。)		
阿賀野市選挙区	阿賀野市役所 4 階 402 会議室	阿賀野市岡山町 10 番 15 号
(ただし、4月1日以降は市役所 4 階 401 会議室とする。)		
佐渡市選挙区	金井コミュニティセンター 2 階 大会議室	佐渡市千種 240 番地
(ただし、4月1日以降は金井就業改善センター 2 階 選挙事務室とする。)		
魚沼市選挙区	魚沼市役所本庁舎 3 階 議会会議室	魚沼市小出島 910 番地
(ただし、3月31日午前9時30分以降は市役所本庁舎 3 階 選挙管理委員会事務室とする。)		
南魚沼市南魚沼郡選挙区	南魚沼市役所本庁舎 2 階 大会議室	南魚沼市六日町 180 番地 1
(ただし、3月31日正午以降は市役所本庁舎 2 階 南魚沼市選挙管理委員会事務室とする。)		
胎内市選挙区	胎内市役所 5 階 501 会議室	胎内市新和町 2 番 10 号
(ただし、4月1日以降は市役所 3 階 選挙管理委員会事務室とする。)		